

令和2年第16回野洲市教育委員会定例会

○日 時 令和2年8月19日

開会時刻 13時30分

閉会時刻 15時37分

○場 所 総合防災センター 研修室

○出席委員

教育長 西村 健

委 員 荒川 眞知子 委 員 立入 利晴

委 員 瀬古 良勝 委 員 南出 久仁子

○説明員

教育部長 杉本 源造

教育部政策監（幼稚園教育担当） 赤坂 悦男

教育部次長（学校教育担当） 井上 善之（兼学校教育課長）

教育部次長（文化財担当） 進藤 武（兼文化財保護課長）

こども課長 西村 一嘉

学校教育課主席参事 小池 秀明

学校教育課参事 井関 保彦

ふれあい教育相談センター所長 田中 達男

野洲市学校給食センター所長 水野 哲平

生涯学習スポーツ課長 井狩 吉孝

スポーツ施設管理室専門員 川波 正示

野洲市文化ホール館長 小山 茂

野洲図書館長 宇都宮 香子

歴史民俗博物館長 角 建一

人権施策推進課長 山本 隆一

教育総務課長（事務局） 中塚 誠治

教育総務課主席参事（事務局） 北田 岳宏

教育総務課職員（事務局） 枝 瑞紀

令和2年第16回野洲市教育委員会定例会

令和2年8月19日

【西村教育長】 それでは、時間になりましたので、これより令和2年第16回野洲市教育委員会定例会を開催いたします。

本日の出席委員は全員ですので、会議は成立ということでございます。

次に日程第1、会期の決定についてですが、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議ないようですので、会期は本日1日限りとします。

次に日程第2、令和2年第15回野洲市教育委員会定例会議事録の承認についてですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議ないようですので、令和2年第15回野洲市教育委員会定例会議事録は承認されたものと認め、後ほど、荒川委員と立入委員にご署名をお願いします。

次に日程第3、令和2年第16回野洲市教育委員会定例会議事録の署名委員についてですが、会議規則第19条第2項の規定により、立入委員と瀬古委員を指名いたします。よろしくお願いします。

次に日程第4、教育長事務報告に移ります。別紙をご覧ください。7月29日から8月18日までについて報告いたします。

まず、29日、31日と学校訪問を行ってきました。これは例年ですと、21日から夏休みに入るんですが、ずっと臨時登校をしていましたので、20日から学校を順番にずっと回って校長と懇談をしたり、あるいは授業を見たりと、学校を回ってきました。

それから、7月30日、8月4日、8月12日、教科用図書採択第2地区協議会というのがありました。これは草津・栗東・守山・野洲、湖南、甲賀の6市で、今年度は中学校の教科書の改定について、この6市の代表が集まって協議するという会議がありました。野洲市からは私と瀬古委員、それから、PTA代表の3名が寄せていただいております。

それから、8月7日ですが、部活動参観として、野洲中学校と中主中学校へ行きました。中学校はこの日から夏休みなんですが、特に体育館の部活が非常に暑いということで、どういふ状況かを中心にこの2校へ見に行きました。

大型の扇風機を回して、スポットクーラーも2台ずつ入れてありました。あまり利くものでもないですが、暑いときにその前へ行ってちょっと涼むという程度でしたけども、体調管理に気をつけながら体育館の部活をそれぞれされていました。中主中学校では男子バスケの試合を、野洲中も来て練習試合をされていました。

次、中学校は8月17日の月曜日から学校が始まっています。18日から小学校も始まり、昨日が初日で下校を見ていると、下校時間が1時から1時間半の間ぐらいで非常に暑いので、マスクを外している子がほとんどでした。学校もそういうふうに指導されているということで、中には日傘をさしている子もいました。そういう状況で元気に子どもたちは学校へ行って帰るという状況でした。

以上で事務報告を終わりますが、何かご質問等ありますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【西村教育長】 ないようですので、次に日程第5、付議事項(1)議案に移ります。

議案第65号、令和2年度野洲市一般会計補正予算(第10号)のうち教育委員会所管の予算に関する意見について、事務局より説明をお願いします。

進藤次長、西村課長、お願いします。

【進藤教育部次長】 議案書の1ページをご覧ください。

議案第65号、令和2年度野洲市一般会計補正予算のうち教育委員会所管の予算に関する意見についてでございます。

本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29号の規定に基づき、教育委員会所管の予算案について意見を求められましたので、次のように意見を提出するものでございます。

提案理由にありますように、今回の補正予算では野洲市一般会計歳入歳出予算の総額に、5億2,422万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を287億8,026万8,000円とするものです。

うち、教育費の予算としましては、議案書をめくっていただきまして、第1表歳入歳出予算補正の3ページ下段になりますが、款10教育費の欄にありますように、補正前の額53億8,064万4,000円から2億258万7,000円を減額し、補正後の予算額を51億7,807万7,000円とするものです。

詳細につきましては、議案書関係資料13ページをご覧ください。

10教育費、1教育総務費、3教育振興費、3就学援助事業費では特別支援教育就学奨励費について、年度末に対象児童1名が生活保護認定となったことにより、対象交付済み県補

助金の返還が生じたため、県支出金返還金を1,000円増額するものです。

7小学校保健事業費は、学校の教育活動再開等に際しまして、密閉、密集、密接を回避し、児童、教職員等の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、手指消毒用アルコール等の消耗品を購入するため、消耗品費325万3,000円を増額するものです。特定財源としましては、国の学校保健特別対策事業費補助金を充当しています。

8中学校保健事業費ですが、小学校保健事業費と同じく、児童、教職員等の新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として、手指消毒用アルコール等の消耗品を購入するため、消耗品費170万円増額するものです。特定財源としましては、国の学校保健特別対策事業費補助金を充当しています。

次に、2小学校費、1小学校管理費、2小学校管理運営費ですが、学校の臨時休校費においても、ICTの活用により子どもたちが家庭で学習を継続できるよう、自宅にWi-Fi環境のない家庭にモバイルルータを貸与し、その通信料を負担するため、通信運搬費を250万円増額するものです。また、児童1人1台端末などを前倒しで整備する必要がありますので、整備に必要な環境整備の設定やルールづくりなどの事務を委託するため、事務委託料340万円増額するものです。

さらには、学校臨時休校時においても、子どもたちが家庭で学習を継続できるよう、今回、整備を図る児童1人1台端末にAIドリル等の教材を導入するため、電算端末装置使用料を350万円増額するものです。

備品購入費につきましては、学校の臨時休校時に学校と児童のやり取りが円滑に行われるよう、学校側で教員が使うカメラなど遠隔学習に対応した設備を整備するため、遠隔学習備品115万5,000円と、体育館での換気に必要な大型扇風機等を導入するため、感染対策備品638万円増額するものです。

修学旅行バス増便補助金及び修学旅行キャンセル料補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として、修学旅行で使用するバスを増便した場合や、新型コロナウイルス感染症の影響により、修学旅行を中止した場合に発生する追加的経費に係る保護者の経済的な負担を軽減するため、補助金をそれぞれ56万9,000円と72万6,000円を増額するものです。特定財源としましては、国の地方創生臨時交付金、公立学情報機器整備費補助金、学校保健特別対策事業費補助金を充当しています。

3小学校施設整備費ですが、中主小学校旧館校舎大規模改修工事において、構造体にひび割れや打設不良と見受けられる箇所が多数あることが判明し、この建物を継続して使用

することが危険であると考えられることから改築工事とすることとしました。

また、これに伴い、今後の発注予定だった新館棟の改修が令和4年度以降となる見込みとなり、旧館改築工事の実設計委託料6,198万5,000円のうち、令和2年度分の1,860万円を増額し、新館棟の単価修正設計業務委託料を69万7,000円を減額することから、設計委託料を差引き1,790万3,000円増額するものです。

監理委託料につきましては、旧館校舎解体工事に係る工事監理委託料158万円増額し、新館棟の改修工事監理委託を937万4,000円減額することから、差引き779万4,000円を減額するものです。

工事請負費につきましては、旧館棟校舎解体工事費として9,680万円を増額し、新館棟の改修工事費3億7,497万3,000円を減額することから、差引き2億7,817万3,000円を減額するものです。特定財源についても、学校施設環境改善交付金、小学校施設整備事業債をそれぞれ減額するものです。

ここで追加資料がございます。お手元にお配りしました議案第65号追加ページ、第2条債務負担補正をご覧ください。これは先ほど説明しました中主小学校旧館改築工事の実設計委託料の今回計上の減額について4,400万円を限度額として、令和3年度まで債務負担行為を行うものです。

次に、議案関係資料13ページの下段、3中学校費、1中学校管理費、2中学校管理運営費は小学校管理運営費と同様に、学校の臨時休校時のモバイルルータ貸与に伴う通信運搬費150万円、児童1人1台端末の整備に必要な環境整備の設計やルールづくりなどに係る事務委託料160万円、A Iドリル等の教材導入のための電算端末装置使用料150万円、遠隔学習備品に49万円、感染症対策備品に312万円、修学旅行バス増便補助金40万円、修学旅行キャンセル料補助金103万3,000円、合わせて964万3,000円を増額するものです。特定財源につきましては、国の地方創生臨時交付金、公立学校情報機器整備費補助金、学校保健特別対策事業費補助金を充当しています。

続きまして、14ページの3中学校施設整備費では、新型コロナウイルス感染症対策として実施しました換気時の有害虫の侵入防止のための網戸設置に対する地方創生臨時交付金の充当と、野洲北中学校大規模改修に係る学校施設の環境改善交付金の額の内示があったことから、財源構成を行うもので、予算額に増減はございません。

【西村こども課長】 続きまして、4の幼稚園費を説明いたします。1幼稚園管理費、事業名で幼稚園管理運営費でございます。消耗品費の感染対策で51万5,000円、庁用事務費の

感染対策で148万5,000円の合計200万円を増額するものです。これは新型コロナウイルス感染症対策として、単独幼稚園4園分の消耗品として園児の手洗い用石鹸、園児の健康診断時の園費のフェイスシールド等の購入です。庁用備品については、空気清浄機を購入を計画しております。特定財源につきまして、県の教育支援体制整備事業費交付金2,000万円を充当しています。

続きまして、2目の私立幼稚園費、事業別私立幼稚園管理運営費、国庫支出金返還金の令和元年度子育てのための施設等利用給付交付金返還金82万円と県支出金返還金、令和元年度子育てのための施設等利用運営費県費負担金返還金41万円の合計123万円を増額するものです。これは当該交付金の実績報告による清算によるものです。

【進藤教育部次長】 続きまして、同じく14ページ、5社会教育費、4図書館費、3図書整備費ですが、新型コロナウイルス感染症によります現在の社会教育のもとで、市民に特に必要とされている分野の図書館用資料と、社会的弱者や情報弱者に配慮した資料を提供する「新しい生活様式のための図書館パワーアップ事業」を実施するため、団体貸出用の運搬用コンテナ消耗品費30万円と、図書館用資料475万と小学校等への団体貸出用図書495万円を購入するための備品購入費を970万円増額するものです。特定財源としましては、国の地方創生臨時交付金を充当しています。

続きまして、4図書館管理運営費では図書館照明のLED化工事の財源として、充当率の高い図書館施設整備事業債を財源構成することで予算額に増減はございません。

続きまして15ページ、5文化財保護費、4市内遺跡跡等調査事業費では個人住宅等の発掘試掘調査の増加に伴い、重機借上料を24万円増額し、パソコンリースの入札額として事務機器リース料5万1,000円を減額するものです。

9永原御殿跡保存整備事業ですが、史跡指定を受けました永原御殿の整備を図るため、国庫補助金の増額を受けて、史跡本丸内の土地購入を推進するもので、売買契約収入印紙の手数料1万4,000円、登記委託料及び不動産鑑定委託料を38万1,000円と4万4,000円、土地購入費1,337万6,000円、竹林伐採のための備品購入費9万2,000円をそれぞれ増額するものです。特定財源としましては、文化財保存事業費国庫補助金、史跡整備事業債を充たします。

次に、6保健体育費、2体育施設費、1総合体育館管理運営費ですが、新型コロナウイルス感染症対策による貸館の休止や各教室の休講により、対象者への電話連絡の機会が増えたことから、通信運搬費を10万円増額し、貸館休止還付手続書類の複写や館内掲示物等の

印刷で複写機使用料が増額したことから、不足が見込まれる複写機使用料14万4,000円を増額するものです。

次に、6余熱利用施設管理運営費は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、学校の水泳事業の中止や部活動の休止など、小中学生の運動の機会が減少していることから、運動の機会を創出し、こどもの体力・健康増進を図るために、温水プール利用助成券を配布する「小・中学生の温水プール利用助成事業」を実施するため、印刷製本費16万7,000円と温水プール利用助成金393万円を増額するものです。特定財源としましては、国の地方創生臨時交付金を充当しています。

次に、7学校給食費、1学校給食センター費、1学校給食費ですが、学校臨時休業に伴い牛乳やパンなど事業者に対する違約金等を支払うため、補償金を98万3,000円増額するものです。特定財源としましては、地方創生臨時交付金を充当するほか、新型コロナウイルス感染症対応の一環として、保護者負担の軽減を図るため、夏季簡易給食に係る給食費を無償化することから、学校給食負担金と地方創生臨時交付金の財源構成を行うものです。

以上、令和2年度一般会計補正予算のうち教育委員会所管の予算について適正と思われる意見を提出しようとするものです。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第65号について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【西村教育長】 ないようですので、それではこれより採決に移ります。

議案第65号、令和2年度野洲市一般会計補正予算（第10号）のうち教育委員会所管の予算に関する意見について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第65号は可決されました。

次に議案第66号、専決処分につき承認を求めることについて、野洲市立小学校及び中学校における学校産業医の委嘱等に関する規則について、事務局より説明をお願いします。

井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 野洲市立小学校及び中学校における学校産業医の委嘱等に関する規則の制定について説明をさせていただきます。

議案書の6ページをご覧ください。今までも学校産業医の方にそれぞれ小学校・中学校を回っていただいたわけですが、今までこういう規則という形で制定がなかったので、こ

の度新たに第1条から第8条、ここに示させていただいている規則を制定させていただいた次第です。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第66号について、ご質問等ございませんか。瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 確認のために質問をします。今の説明で、これまで規則がなかったということですが、では、今まで何に基づいて予算措置なり、産業医の委嘱をされてこられたのかをお聞きします。

【西村教育長】 教育部長。

【杉本教育部長】 教育部長の杉本です。

今までしっかりとした規則がなく、今回改めての制定ですけれども、一応第1条に書いてあります既存の労働安全衛生法及び安全規則に基づいて選任しておりますので、それには基づいて予算を取っており、置かねばならないということになっておりますので、それです。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 例えば、産業医の任期は2年で、この規則を定めるということですね。そうすると、今まで任期はどうであったのか。それから、報酬ですが、これは「野洲市の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づいて払うと書かれているのですが、今まではそういう根拠もなく任期を定め、報酬を支払っていたわけですか。

【西村教育長】 杉本部長。

【杉本教育部長】 根拠がないというよりも、法律に基づいてやらせていただいたと。私も特別、資料を持っているわけじゃないんで分かりません。それと、任期のほうについても、法律に基づいてとしか言えないので、大変申し訳ございません。

それと、地方公務員法第4条の非常勤特別職とすることになっておりますので、それにも基づいて任期を定め、報酬は条例に基づいて支払っておったということです。

ただ、委員がおっしゃったように、教育委員会自体が根拠、規則を持っていなかったというのは事実で、今回、この規則をつくって適正化したというところが実態です。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 部長の答弁では法律に基づいて今までやってきたと。法律に基づけば規則が無くてもやれたわけですよ。しかし、それは本来の姿ではないと、今になって気がついたということですか。私も分からないので聞いているのですが、産業医の制度自体は以

前からずっとあるわけで、それを唐突に今になって規則を定めようとするので聞いているのです。

これくらいにしておきます。要するに、今までは教育委員会として根拠なしに学校産業医を委嘱してきたと解してよろしいということですね。

【西村教育長】 よろしいですか。ほかにご質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

【西村教育長】 ないようですので、これより採決に移ります。

議案第66号、専決処分につき承認を求めることについて、野洲市立小学校及び中学校における学校産業医の委嘱等に関する規則について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第66号は可決されました。

次に議案第67号、専決処分につき承認を求めることについて、野洲市立幼稚園並びに野洲市立小学校及び中学校における学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱に関する規則について、事務局より説明をお願いします。井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 野洲市立幼稚園並びに野洲市立小学校及び中学校における学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱等に関する規則の制定について説明させていただきます。

議案書の9ページをご覧ください。これも先ほどの産業医のと同様に、このたび、野洲市教育委員会として規則を第1条から第9条に定めるように制定させていただきました。

以上です。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第67号について、ご質問等ございませんか。瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 学校医、歯科医についても同じだと思うのです。その部分は重複しますので、これ以上言いませんが、1つ教えてください。学校産業医と学校医はどのように違うのか、その点を分かりやすく教えていただけませんか。

【西村教育長】 井上次長。

【井上教育部次長】 基本的に学校医、学校歯科医というのは、子どもたちの健診に従事をしていただいておりますが、学校産業医のほうは教員、働く者の健康、あるいは精神状態の健康ということについて相談に乗っていただいているという業務を今現在していただいております。

【西村教育長】 瀬古委員、よろしいですか。

【瀬古委員】 産業医は児童・生徒には関わらずに、学校で教職員の健康に関する相談に応じると。子どもたちと教職員と対象が違くと理解しておいたらいいんですね。

【西村教育長】 井上次長、そうですね。

【井上教育部次長】 結構です。

【西村教育長】 ほかにご質問ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【西村教育長】 ないようですので、これより採決に移ります。

議案第67号、専決処分につき承認を求めることについて、野洲市立幼稚園並びに野洲市小学校及び中学校における学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱等に関する規則について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第67号は可決されました。

次に議案第68号、専決処分につき承認を求めることについて、野洲市社会教育委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。井狩課長、お願いします。

【井狩生涯学習スポーツ課長】 議案第68号、10ページから12ページでございます。野洲市社会教育委員の委嘱につきまして、令和2年7月31日をもって、2年の任期が満了しますことから、次期委員の選出について関係機関等から推薦に基づきまして、委員名簿のとおり、令和2年8月1日から令和4年7月31日まで2年間の任期としまして、8月1日付けで委嘱をしたことについての専決処分につきまして、承認を求めるものでございます。

以上でございます。

【西村教育長】 ただいま、事務局より説明がありました議案第68号について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【西村教育長】 ないようですので、これより採決に移ります。

議案第68号、専決処分につき承認を求めることについて、野洲市社会教育委員の委嘱について賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第68号は可決されました。

次に議案第69号、野洲市余熱利用施設整備運営事業契約の変更に関する意見について、事務局より説明をお願いします。川波専門委員、お願いします。

【川波スポーツ施設管理室専門員】 スポーツ施設管理室の川波です。

議案第69号、野洲市余熱利用施設整備運営事業契約の変更に関する意見について、説明をします。

議案書13ページをご覧ください。本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、野洲市余熱利用施設整備運営事業契約の変更につき、野洲市議会の議決を求めることについて意見提出するものです。

議案書関係資料17ページをご覧ください。野洲市余熱利用施設整備運営事業契約について、本事業契約第69条に基づく設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価の基準金利の特定による1,059万3,461円減額と、本事業契約第70条に基づく維持管理費にある業務において物価変動による105万5,524円の増額により、合わせて953万7,937円を減額するものとして、議案書14ページにありますように、契約の相手方である野洲すいむ8NEXT-PFI株式会社代表取締役浮穴浩一と契約額を26億2,914万3,630円に変更することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

そのことについて、教育委員会として認めるとの意見を提出しようとするものです。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第69号について、ご質問等ございませんか。瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 議案関係資料17ページの表で、①と②が変更理由なわけですが、ここをもう少し分かりやすく、例えば、基準金利確定に伴う各手数料の変更、これは簡単に言うと、利率が下がったからということなんでしょうか。

それから、②の維持管理費の物価変動、この物価変動を適用するということが先ほどの何条だったかに書かれているということで、当然のように説明をされましたが、その部分を分かりやすく説明していただけませんか。

【西村教育長】 川波専門員、お願いします。

【川波スポーツ施設管理室専門員】 まず、①の割賦手数料の件ですが、当初、野洲市健康スポーツセンターを建設するという契約を結び、支払いも分割することを決めました。ところが、そのときにはまだ支払いの発生もしていませんでしたので、とにかく契約額というのを決めないといけないということで、まずは0.26%という数字が確定数字として契約を結びました。

その際、契約の中で引渡し前の営業日前にその数値が出ますので、その数値をもって本

契約としようという当初の契約でしたので、本来は、当初思っていた0.26より下がりましたので減額ということになりました。

結局、その出された数値よりも3%変化があった時ときにはちゃんと契約額を変更しようというのが当初の契約でしたので、今回も3%の差が出ましたので、契約することになりました。

その3%というのはどういう差かといいますと、前回改定しました、前年の1月から12月までの指数の平均を毎年8月の企業向けサービス対価という指数がありますので、その差を携えたところ、3%ありましたので変更することになったというのが今回の契約変更です。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 ①の基準金利が確定したことに伴う変更ですが、当初の契約0.26%の基準金利が何%になったのか教えてください。それから、②の維持管理費の物価変動ですが、3%以内であれば変更しないのですね。3%を超えたから改定すると。物価が上がっているというのが感覚的には理解できませんが、日銀なり、総務省の金利等の統計データがあるということですので、その部分はそう理解せざるを得ないのですが、そうすると、今後物価が3%を超えて上がれば改定すると。逆に物価が3%を超えて下がればその場合も改定するということよろしいのでしょうか。

【西村教育長】 川波専門員、お願いします。

【川波スポーツ施設管理室専門員】 まず、1番のほうですけれども、基準金利は0.26%でしたが、今回、確定しましたのが0.058%という形になりましたので下がりました。

2番目の件ですが、毎年8月に前年の1月から12月までの平均を毎年見直します。1年に1回、3%以上差の増減があった際には契約変更ということになります。

【瀬古委員】 パーセントは。

【西村教育長】 杉本部長、お願いします。

【杉本教育部長】 ちょっと補足をします。さっき、川波専門員が取りあえず金利を決めたと言ったんですけども、この金利の根拠になるのは、金融先物取引金利、いわゆるテレレートというもので、ちょっと難しいんですけど、タイガー（T I B O R）と言われるトウキョウ・インターバンク・オファードレートというものがございまして、それに基づいて毎日毎日金利のレートが出ます。それに基づいて、契約する直前のレートに基づいてレートを決めております。今回も引渡しの前2日前ということでやっていたので、私もちゃんと理解はできていませんが、いわゆる為替レートの金利によって、銀行間取引の金利

などを基にしたそのタイポールと言われるものを反映している。これが民間の契約であったり、官民の契約で通常使われる部分で、これは期限を決めて毎回公開されるというものでございます。

それと、物価変動のほうにつきましては、これも全部契約書に書いてございまして、これは毎年8月の企業向けサービス価格指数、日本銀行調査統計局より、消費者物価指数、総務省統計局のを用いてやるものですので、ある意味、自動的にその書いてあるとおりにやっていくという契約になっていますので、割賦手数料は10年毎に、維持管理費は毎年契約を変更していくということになっていきます。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 そうすると、①の部分は今後変更は生じてこないと、②のほうは毎年この時期に自動的に3%以内に収まるかどうか判定の基に変更するということですね。

【杉本教育部長】 はい、そのとおりです。

【瀬古委員】 割賦手数料も変わらないのですか。

【川波スポーツ施設管理室専門員】 割賦手数料は、10年後もう一度見直しがあります。

2番目の維持管理の方は、毎年8月に3%以上の増減があれば契約変更です。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 分かりました。そう理解しておきます。

【西村教育長】 ほかにご質問等ございせんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【西村教育長】 ないようですので、これより採決に移ります。

議案第69号、野洲市余熱利用施設整備運営事業契約の変更に関する意見について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第69号は可決されました。

次に議案第70号、令和元年度野洲市一般会計歳入歳出決算のうち教育委員会所管の決算の認定について、事務局より説明をお願いします。進藤次長、お願いします。

【進藤教育部次長】 議案書15ページ、議案第70号、令和元年度野洲市一般会計歳入歳出決算のうち教育委員会所管の決算の認定について説明させていただきます。

議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和元年度野洲市一般会計歳入歳出決算のうち教育委員会所管の決算の認定について、意

見を求められましたので、次のように意見を提出するものです。

議案書20ページをご覧ください。款10、教育費の総額は予算現額36億9,663万円に対しまして、支出済額33億5,029万7,714円です。令和2年度繰越金1億7,728万3,000円でございます。

続きまして、議案書関係資料18ページから、「主要な施策の成果及び予算執行の実績報告書」によりまして、主なものについて説明をさせていただきます。

19ページの左、教育委員会運営費ですが、教育委員会制度に基づき、教育委員会で円滑な運営に必要な経費を執行したもので、主な支出としましては委員等の報酬124万8,000円でございます。

続きまして20ページの左、3就学援助事業費ですが、就学に援助が必要な保護者に対して学用品費や給食費などの援助を行い、保護者負担と軽減を図っています。また、大学等の修学者で経済的な理由により、就学困難な状況に置かれている者に対して修学奨励資金を給付しています。さらに、これまでに貸与を受けた奨学金等の返還金について助成金を交付しております。主な支出としましては、要保護、準要保護を対象とした就学援助費が2,996万3,011円、特別支援教育就学奨励費が578万1,500円でございます。

続きまして21ページの左、教育振興事業費でございます。特別支援教育生徒指導の充実、不登校児童・生徒への支援、国際理解教育の推進、学校安全体制整備事業、教員の負担軽減を図るスクールサポートスタッフの配置及び児童の英語によるコミュニケーション能力向上を図るための支援員配置などを国費、県費の補助を受け、行いました。

主な支出の内容は、臨時職員の賃金6,853万6,077円、また昨年度小学校の学習指導要領の改訂に伴い、教科用図書及び教師用の教科書購入で1,872万8,248円でございます。

続きまして24ページの右、4ふれあい教育相談事業費でございますが、こころの教育相談では51人の保護者、子どもに対し、カウンセラー4人が面接、電話相談等を行いました。また、ことばの教室では75人の保護者、子どもに対して、ことばの相談・指導を行いました。主な支出につきましては、教育相談員の賃金331万1,163円でございます。

続きまして26ページの左、3小学校施設整備費ですが、小学校施設の適正な維持管理及び児童が安全で安心できる良好な学習環境の整備に努めました。また、老朽化が著しい中主小学校の施設整備に取り組んでいます。主な支出としましては、小学校の各種修繕費586万6,296円、委託業務では全小学校の高架水槽及び受水槽清掃業務に18万7,920円、プールろ過機やエレベーター保守点検機器補修委託に844万4,260円を支出いたしました。

P F I 施設整備委託料では、野洲小学校の施設整備委託料として5,655万447円を支出しております。また、中主小学校施設整備事業においては、仮設校舎の賃貸借料1,523万1,480円、工事監理業務委託料で225万5,000円を支出し、旧館校舎及び体育館大規模改修工事費並びに校舎増築工事費、校舎増築大規模改修工事着手前の準備工事として722万4,120円、5億583万円をそれぞれ支出しております。

続きまして27ページ右、中学校施設整備費ですが、中学校施設の適正な維持管理及び生徒が安全で安心できる良好な学習環境の整備に努めました。

主な支出としましては、中学校の各種修繕費608万9,362円、業務委託としましては全中学校の高架水槽及び受水槽清掃業務、プールろ過機及びエレベーター保守点検等機器保守委託料419万7,568円と補修用原材料費等に支出いたしました。

また、野洲北中学校施設整備事業では、不足する駐車場に対応するため、用地購入費や造成工事費など、駐車場整備の経費を支出し、仮設校舎の賃貸借料として2,467万3,000円を、工事監理業務委託料で328万5,700円を校舎の増築及び南館校舎大規模改修工事費で3億5,121万円をそれぞれ支出しています。

なお、駐車場造成工事につきましては、施工現場の地盤調査により地耐力の不足が判明し、年度内に工事が困難となりましたため、令和2年度で明許繰越をしております。なお、駐車場整備につきましては、4月末に完了し、5月1日から使用を開始しております。

続きまして30ページ左、1私立幼稚園管理運営費では、私立幼稚園に在籍する野洲市在住の児童の就園を支援するため、施設型給付費や施設等利用費を交付しました。施設型給付費は子ども子育て支援新制度に移行した私立幼稚園に在籍する児童が対象で、湖南省に所在する2園に6人の児童が在籍しておりました。また、施設等利用費は子ども子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園に在籍する児童が対象で、大津市に所在する園に1名が在籍しておりました。

続きまして31ページの右、青少年教育事業費ですが、青少年の健全な育成を図るため、関係団体の活動を奨励すると共に、地域子ども教室を運営するための経費を支出しております。

主な支出は地域教育協議会活動推進事業委託料として94万2,401円を、放課後教室運営管理委託料として86万1,000円を支出しております。

次に33ページの右、4図書館管理運営費です。図書館の管理運営のための経費を支出したもので、資料の貸出し、閲覧等の利用については多くの市民の利用があり、また、館内

外でのおはなし会などの事業や、子どもの読書に関わる事業を実施し、多くの子どもたちに利用されております。

主な支出の内容は、修繕費として本館空調機の温度調節器の更新に51万1,728円、本館喫茶コーナーの空調機修繕に32万4,500円、本館非常照明器具修繕に25万9,200円を支出しております。

35ページの右、5文化財保護調査事業費ですが、指定文化財を保存するための修理や適正な維持管理に要した費用です。

主な支出としましては、国宝重文化財の大笹原神社総合防災工事業費補助金354万7,000円、兵主神社本殿保存修理工事補助金640万4,000円でございます。

続きまして37ページの右、9永原御殿跡保存整備事業費ですが、永原御殿跡保存整備を図るため、本質的価値を明らかとした「永原御殿跡総合調査報告書」を刊行し、本丸と二の丸の地権者の同意を得た約3万2,000㎡について国の指定を受けました。主な支出としましては、総合調査報告書の印刷製本費70万4,940円、総合調査に係る臨時職員賃金50万2,100円でございます。

続きまして38ページの右、4文化ホール・小劇場文化振興事業費は共催事業として22回目となりました、関西フィルリラックスコンサートや若者層向けのアイドルコンサート、高嶋ちさ子や清塚信也といった旬のアーティストのコンサート招聘など、多数の鑑賞型事業を実施いたしました。また、様々な世代が文化活動に参加できる環境を提供し、文化のまちづくりにつないでいくため、音楽や健康に関わる教室を開催いたしました。

続きまして41ページの左、4企画展等開催事業費です。秋季企画展「人と魚の歴史学」をはじめ、様々な分野のテーマ展を開催し、市民をはじめ多くの方々の関心を集め、好評を得ました。また、開館以来継続している銅鐸研究会を開催いたしました。

続きまして44ページの右、1総合体育館管理運営費は、総合体育館の管理運営に要する経費を支出し、地域の団体活動から競技スポーツまで幅広いスポーツ需要に応えると共に、誰もがスポーツに親しみ、健康づくりができる機会を提供いたしました。主な支出は、電気代639万5,067円、清掃業務委託料532万837円、施設修繕料として502万4,908円でございます。

45ページの右、3海洋センター管理運営費は中主B & G海洋センター及び市民グラウンドの管理運営費で、海洋性スポーツの普及をはじめ、幅広いスポーツの需要に応え、市民の健康づくりの機会を提供いたしました。主な支出は、光熱水費187万275円、プール管理運

營業務委託料340万7,400円、施設修繕料116万3,562円でございます。

続きまして47ページの右、4給食センター施設管理費です。日常の調理業務に要する経費を支出しております。また、給食センターの適切な運営や「安心・安全・おいしい給食」を提供するため、学校給食運営委員会、献立検討委員会、物資選定委員会を開催しています。主な支出は、消耗品費543万930円、燃料費1,078万3,932円、光熱水費2,132万4,981円でございます。

以上で、令和元年度一般会計歳入歳出決算のうち教育委員会所管の決算の認定について、教育委員会として適正と認めるという意見を提出しようとするものです。

【西村教育長】 ただいま、事務局より説明がありました議案第70号について、ご質問等ございませんか。瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 ちょっと教えてください。議案書20ページの表で、教育費の不用額は1億5,904万円ほどですが、これは市長部局の各部と比べても比較的大きな数字です。当初予算を組んで、年に何度かの補正予算を経て2月に決算するための最終補正をするわけですが、この不用額はそれ以降に最終補正予算額との間に生じたものですね。不用額だからもうこれは要らないと。不用額がこれだけ大きいというのは、何のための補正予算かと思うのです。

お聞きしたいのですが、この1億5,900万円の内訳として、大きいのは教育総務費の2,900万、それから小学校と中学校それぞれで3,200万余り、ちょっと気になるのが給食費で1,600万余りです。これらの主な不用額の項目とその理由を教えてください。

【西村教育長】 小池主席参事、お願いします。

【小池学校教育課主席参事】 学校教育課の小池です。小学校費と中学校費の関係について、私の分かる範囲でお答えをさせていただきます。

小学校費と中学校費の学校教育課が所管している予算につきましては、電気代、ガス代、昨年度ですと臨時職員の雇用費が主となります。可能な限り、財政当局に申し上げまして、不測の事態に備えて予算を少し多めに取らせていただいております。また、臨時職員の雇用費につきましても、職員の応募がなかったりし、その分が不用額として出ているものですので、学校管理運営に関わる、当初予定をやめて不用額としたことなどはございません。

【西村教育長】 ほかはどうですか。水野所長。

【水野学校給食センター所長】 学校給食センターの水野でございます。昨年度は3月にコロナウイルス感染症で学校休業がございましたので、その分は需用費において不用額が

生じております。

以上、簡単ではございますがご説明といたします。

【西村教育長】 中塚課長、お願いします。

【中塚教育総務課長】 教育総務課の中塚です。小学校費と中学校費で主なものは小学校、中学校のそれぞれ施設整備で工事をさせていただいているんですが、まず1点目は、工事監理業務委託、令和元年度で契約をさせていただいて、通常3割分はお支払いするんですが、その分その支出を求めてこれなかったために、そのまま令和2年度に送っています。そのまま減額することなく年度末を迎えたということと、工事請負費の入札差金があります。契約者から当然工事のほうは進捗しておりますので、例えば変更契約であるとか、急な支出が生じる場合もございますので、減額せずに入札差金を持ったまま年度終了を迎えるという事情もあり、金額が少し余ったまま進めさせていただいたという形になります。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 ちょっと理解できないのですが、例えば、学校の施設整備工事費で2年度への繰越はゼロですね。本来繰越すべきもの全部不用で落としているように思えます。そこがまず理解できないので、この場に資料を持ち合わせてないかと思うので、去年もそうだったのですが、その不用額を理由として、こういうことで不用額が生じたという整理した表を後ほど頂けるとありがたいのですが、よろしくお願いします。

【中塚教育総務課長】 小中学校の工事なんですけども、令和元年度分の一般会計予算と、それから債務負担行為の合算で工事入札を行っています。令和元年度分については、繰越は残ることなく、令和2年度で債務負担行為でさせていただいて、また令和2年度の一般会計で予算化して工事を進めるというような形になっていまして、令和元年度分については、予算額のまま年度末を迎えているような形でございます。

12月議会で契約議決をいただいてから、当然工事は多少なりとも進みますので、ここで不測の事態が生じて増額変更が起こる可能性もありましたので、そのまま予算を落とさずさせていただいた形でございます。

金額については瀬古委員がおっしゃられたように、予算額はこういう形で、契約はこういう形でという表はつくらせていただきます。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 今の工事については債務負担行為なので、年度区分を変えること自体は理解できるのですが、いずれにしても、予算がどれだけあって、これだけ使って、不用額と

はこういうものですよという整理をどうぞよろしくお願いします。

【西村教育長】 ほかにご質問等はございませんか。立入委員、どうぞ。

【立入委員】 議案書関係資料29ページの左、預かり保育事業費についてなんですけれども、議案の予算の決算認定という趣旨からは少し外れるかも分かりませんが、この事業の実績が園児、幼稚園児、4つの園で226名おられて、そして、預かり保育をしたというか、延長保育をしたということなんですけど、実際、保育園に入れず、仕方なく幼稚園に配置されて、恒常的に預かり保育になっている方は大体何%ぐらいおられるのか。もし人数を把握しておられたら、教えていただきたいと思います。

【西村教育長】 西村課長、お願いします。

【西村こども課長】 対象としてはおられるんですけども、パーセントまでは今ちょっと持ち合わせをしておりませんので、そういう方がおられるのは確かにおられます。またちょっと調べられるか分からないですけども、のちに報告したいと思います。

【西村教育長】 立入委員、よろしいですか。

【立入委員】 急なことで申し訳ないです。それともう1つお聞きしたいのですが、この預かり保育の決算のほうを見て、今の時代の需要としてはやっぱり保育園、こども園の増員というのが緊急な課題かと思うんですけれども、そこら辺のところもまた考えていただいて、今の保育園の保育士さんの賃金を増やすという努力をいただいていると思いますが、幼稚園児童数が減って、保育園、こども園のほうに入っていくということになっていくと思います。

それから、実際、幼稚園での預かり保育をお願いされる時は、恒常的に必要とされている以外にも結構あるかと思いますが、かなり県の補助が出ていると思うんですけども、実費として使用料、手数料で預かるという行為でどれくらいの使用料、手数料が入っているのでしょうか。

【西村教育長】 西村課長、お願いします。

【西村こども課長】 使用料、手数料に関しまして、実費というのは、個人さんが負担される費用ということですね。

【立入委員】 そうです。

【西村こども課長】 それにつきましては、幼保無償化がありますので、基本的にはゼロです。ただ、実費というので、給食代とかそういうものはあります。

【立入委員】 ということは、そういう補助以外のものは実際お支払いになっていないと

ということですか。

【西村子ども課長】 本人さんは幼保無償化の対象です。

【西村教育長】 ほかにご質問等ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【西村教育長】 ないようですので、これより採決に移ります。

議案第70号、令和元年度野洲市一般会計歳入歳出決算のうち教育委員会所管の決算の認定について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第70号は可決されました。

次に日程第6、報告事項に移ります。

報告事項①、野洲市国語教育研究会補助金交付要綱の制定について、事務局より説明をお願いします。井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 野洲市国語教育研究会補助金交付要綱の制定について説明させていただきます。

訂正をお願いしたいのですが、この要綱は野洲市長が定めるものであって、ここは「野洲市教育委員会教育長」ではなく、「野洲市長山仲善彰」ということになります。下の要綱、「野洲市教育委員会告示第20号」とありますが、これは「野洲市告示」となるということでございます。

この野洲市国語教育研究会と申しますのは、野洲市内の小・中学校の教員によって組織をされる国語教育の研究会でございます。この教員たちが自分たちで国語の授業をお互いに研究し合い、そして、大学の先生なんかを呼んで、自分たちで国語の授業のやり方等々について研究、あるいは研修を深めていくものに、このたび、補助金を交付してほしいということで要綱を制定したものでございます。

以上です。

【西村教育長】 ご質問等ございませんか。瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 よく分からないので、もう一度説明をお願いします。要綱を定めるのは市長ということですが、この野洲市国語教育研究会は今までなくてこれからつくる、あるいは4月1日につくりましたという話なのか、それがまず1つ。

国語研究会への補助金の必要性ですが、別に国語だけじゃなく、算数とか理科とかいろいろな教科があるわけです。なぜ国語だけが研究会をつくって補助金をもらうのか、その

必要性が2点目。

それから、4月1日付けで定めるということですが、もう8月なのに、なぜ今報告されるのか。

それから、この国語研究会の組織というのは、学校の中でどういうメンバーで構成されるのか、組織の中身についての説明を4点目。

それから、5点目は補助金ですが、令和2年度予算で既に措置されているのか。

以上、お聞きしたいと思います。

【西村教育長】 井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 今回、野洲市国語教育研究会というものをつくられてということなんですが、もともと野洲市内小・中学校教育研究会というのがございまして、この中に国語教育部会とか算数、数学部会とか理科部会とか、いろんな教科の研究、教員の研究組織がございまして、国語もそういう形ではあったんですが、この度、聞くところによると、研究会の組織、研修の組織の中で、例えば滋賀県の国語教育の研究大会、あるいは全国、近畿とか、それぞれ教科の研究大会があるんです。

ずっとここ数年、野洲市で国語の教員の研究大会を滋賀県の大会をずっとしてこなくて、そろそろ野洲市で滋賀県の国語教育の研究大会を引き受けてもらえないかという声があって、その中で滋賀県全県の先生方を集めて、国語の授業を公開するにあたり、今からきちっと国語の授業について研究を深めて、滋賀県の研究大会に備えようということで、今回、研究会を発足し、補助金を受けたいと申し出てこられたということです。

今年度、予算措置をされていまして、補助金の予算については6,000円の補助金を予算措置しているということでございます。

以上です。

【瀬古委員】 8月に、4月1日付けとは。

【井上教育部次長】 本来、早い時期にここでご報告をするところだったんですが、申し訳ございません。8月になってしまいました。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 6,000円の予算措置がされている、この6,000円はどのようなものなのか分かりません。それを説明をしていただきたいと思います。

この予算措置がされているのかと思い、2月教育委員会で令和2年度予算の審議事項でどこに入っているのか探してみたのですが、見つけれませんでした。その6,000円という

のはどこに計上されているのか教えていただきたいのと、6,000円で何をするのか、この補助金交付要綱をつくって、何に使うのか理解できないのでその2つについて説明をお願いします。

【西村教育長】 井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 この6,000円の使い道について、今現在、担当の者に聞いておりますのは、自分たちだけで研究会をしてもなかなか深まりもないので、大学の先生なんかを招聘して、そこで講師謝金に使いたいというふうに考えていると聞いております。

それから、この6,000円がその予算の中のどの項目に入るのかというのは、ちょっと私は分からないので、また追ってご説明させていただきます。

【西村教育長】 誰か分かる方、小池主席参事、お願いします。

【小池学校教育課主席参事】 学校教育課、小池です。新年度の予算書が手元にございませんで、この補助金につきましては、学校管理運営費の中の負担金補助及び交付金の中で予算計上しているものと思います。

あと、なぜこの時期になったのかということですが、教育研究会という組織、市内小・中学校で組織している研究会でございます。この中での国語研究会は以前からあるのですが、これまで補助金を受けて来られなかったことから、補助要綱が実はできていないということが判明したためでございます。他の部会については、これまでから補助金を頂いているものについては、既にこの要綱は整備されておりますので、その要綱により補助を受けている。国語の補助金については予算としては認められたものの、確認をしたところ要綱が定められていなかったということでございます。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 教育研究会ですか、幾つかの部会があって、その中に国語もありましたと。たった6,000円というのは失礼ですが、6,000円の補助金を取るためにわざわざ外だしして、趣旨、必要性がもうひとつ理解できない。今までも教育研究会で何らかの予算措置がされているのだから、それを使えば良いのではないかと思うのですが、わざわざ補助金の要綱をつくって、研究会をそういう仕組みにするのがよく分からないです。

【西村教育長】 井上次長、どうですか。

【井上教育部次長】 お答えするのは難しいので、また後で説明させていただきたい。

【西村教育長】 瀬古委員。

【瀬古委員】 分かりました。いずれにしても、難しいことを聞いているわけじゃないの

で、その辺りを整理して、別途報告をお願いしたいと思います。

【西村教育長】 ほかにご質問等ございませんか。西村課長。

【西村こども課長】 先ほどご質問いただきました預かり保育の関係で、パーセントはまだ調べられていませんが、使用料、手数料の関係ですが、そこにつきましては、10月から幼保無償化ということで、お伝えしたのは10月からのことを訴えたので、その前の分はそこに書いている1,200万円ということで、単純に人数でいくと合計266人ですので、それを割っていただいたら、1人当たりの3月まで出るのかなと思います。

【西村教育長】 ほかにご質問等ございませんか。荒川委員、どうぞ。

【荒川委員】 この国語教育研究会の補助金のことについて、なぜ今出てきたのかというのは私も不明でした。聞いておりましたら、研究大会もそろそろ野洲市で開催するからということですが、この研究大会は別として、例えば、野洲市の国語教育を充実させるために野洲市で補助金を出すのだというのだったら分かるのですが、なぜ今出てきたのかということが理解できないのと、野洲市出算数や数学の研究大会があるというときには、またこういう補助金要綱を制定されていくのか、また他の教科についても補助金の交付要綱があるのでしょうか。

補助金の額は市長が別に定める額を交付するとなっていますが、補助金というのは私も補助率があるのではないかと思うのですが、どうなのでしょう。

3つ目は、今、市内の中学校または小学校に事務局を置くということになっていますが、組織とかこの援助金の交付請求したり、その実績報告を集めたりする担当が具体的にどういう方がされるのか、もう少し見えるように説明いただけるとありがたいです。

【西村教育長】 井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 先ほどの質問であったように、なぜ国語だけなのかということについては、もう一度整理をしてお答えさせていただきたいと思います。おっしゃるように、算数、理科、いろいろありますから、国語だけではありませんので、それについては整理して後ほどお答えをさせていただきたいと思います。

それから、事務局は学校にということですので、実際にその事務局を担当されるのは小学校と中学校の教員ということになると聞いております。

【西村教育長】 荒川委員、どうですか。

【荒川委員】 教員の仕事が増えるという中で、この事務局を先生が担当して、お金の計算もして、しかも、講師も呼んできてということは、非常に負担じゃないかというふうに

思います。もう少し軽減できるような方法があればなというふうに思うのと、何か設置が研究大会がそろそろ野洲市で開催されるからという説明がストンと落ちないのですが、野洲市の子どもたちの国語の力を高めるためにという目的があって補助金を出すというのならすごく分かるのですが、その辺も併せて整備をお願いしたいと思います。

先程も申しましたけれども、数学とか理科などもそろそろ研究大会が野洲市であるというときには、またこういう補助金要綱をつくっていかれるのでしょうか。

【西村教育長】 井上次長。

【井上教育部次長】 目的については、今、荒川さんがおっしゃったとおりだというふうに思っております。研究大会がされるかというよりも、本来は野洲市の子どもたちのためにということであるべきだというふうに考えます。

そしたら、今度はまた研究大会がされるたびに、またそれぞれ教科ごとにこういう補助金の設置要綱がつけられるのかということについても、またちょっと整理してお答えしたいと思います。

以上です。

【西村教育長】 荒川委員、よろしいですか。ほかにご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に移ります。

報告事項②、新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止等に伴い、発生する保護者の追加的経費に対する補助金交付要綱の制定について、事務局より説明をお願いします。井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 2ページをご覧ください。

この補助金の交付要綱につきましても、これも野洲市長が定めるものでございますので、「野洲市教育委員会教育長」ではなく、「野洲市長山仲善彰」ということになるのと、それから、告示も「野洲市教育委員会の告示」ではなく、「野洲市の告示」ということで、新たに発番号を取って、ここに入れられるものになるということでございます。

この要綱につきましては、修学旅行のキャンセル料、あるいは子どもたちのバス乗車に係るその3密を防ぐ意味でのバス増便料に関して、保護者の追加的な経費を補助するという目的で制定させていただいたものです。

以上です。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 こういうのはもうひとつよく分からない。今日はこういうよく分からない要綱が出てくるのですが、まず1つは、この要綱の施行日が9月24日と特定されているのですが、9月24日というのは何の日なのか。

それから、第4条に補助金の額は3条で補助対象は修学旅行の中止に伴うキャンセル料、修学旅行で使用するバスの増便に伴うバスの増便料、その他必要経費とされ、先ほど補正予算のところで説明があったように予算計上されているわけです。キャンセル料で小学校と中学校を併せて175万9,000円、バスで小・中併せて96万9,000が予算計上されています。

しかし、第4条で「この補助金の額は補助対象経費の全額とする」と書かれています。通常、補助金というのは事業の主体者がいて、それに対し経費の一部を補助するものですから、それが2分の1の場合もあれば、3分の1の場合もあるというものです。だから、補助だと思ふのです。全額出しますというのなら、補助でもなくて、それは交付金みたいなものですよね。なので、要綱がなぜ補助金なのか、がしっくりこないというか、腑に落ちない感じがするのですが、とりあえずこの2点について教えていただけますか。

【西村教育長】 小池主席参事、お願いします。

【小池学校教育課主席参事】 学校教育課、小池です。まず、なぜ9月24日なのかという点でございますが、これはコロナウイルス感染症の拡大により、修学旅行が急遽中止になる可能性も出てきます。修学旅行のお金につきましては、それぞれ児童・生徒の保護者達が積立てをしています。通常、30日前などで中止を決定しましたら、キャンセル料としても全額の返金がありますが、修学旅行の場合は企画料がございまして、全額返ってこないため、お金を支払わなくてはいけないことです。

そのお金をどこから出していくのか、学校が支払うわけにもいきませんし、市で支払いをさせていただこうという結論に達しました。ただ、支払うといってもそのような仕組みがございませぬので、補助要綱を整備して、速やかに執行するものです。

【西村教育長】 もう1点、補助金、交付金は、どうですか。

【小池学校教育課主席参事】 なぜ、交付要綱ではないのかということでございますが、補助金でも誤りではありません。どこかで困っているところがあるので、それを補助していく。全額とありますが、もちろん予算の範囲額でございますので、補助金でも誤りではないと考えております。

【西村教育長】 瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 誤りではないのかもしれませんが、しかし、例えば、保護者に与える印象と

して、補助金といえば普通は市から幾ばくかの補助をいただけると、そういうイメージになるのではないですか。つまり、保護者側にも負担が生じるのではないかと思うんじゃないですか。コロナ対策として補助金じゃなく、交付金もしくは予算措置など、要するに100%出るような仕組みが本来ではないかと言っているのです。

それから、予算措置ですが、当然旅行会社等にヒアリングをして、幾らキャンセル料が生じるか見積りを取ったうえで予算計上されているはずですが。補助対象経費の額が予算の範囲を超える場合は想定されていないのではないかと思います。

だから、逆に言いますと、もし予算の範囲を超えたら、保護者に負担を求めるのですか、そういう理解でよろしいのでしょうか。

【西村教育長】 井上次長。

【井上教育部次長】 まず、9月24日の根拠はおそらくこの9月の議会の最終日が9月23日ですので、議会の終了翌日というふうになっているのかなと想定されます。

それから、その額のことなんですけれども、今回のこのキャンセル料は21日前までに中止をした場合について支払う必要がある定義についてなんですけど、もし仮に修学旅行に行く予定をしまして、10日前にキャンセルしなければならなくなった、あるいは3日前にキャンセルしなければならなくなったということになりますと、それぞれのその21日前までのキャンセル料よりも非常に高額のキャンセル料を請求されることになりますので、当然、この予算を超えてしまうことになるという意味ではないかなと思われまして。

以上です。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 そうすると、9月24日は議会の議決がされる翌日だと。もし、井上次長がおっしゃったように、21日前よりも直近のキャンセルになったとして、今の話だと予算額を超えてキャンセル料を払わなければならないことになった場合、その差額は当然この要綱に従えば、保護者が払うということですね。

【西村教育長】 井上次長。

【井上教育部次長】 実は、修学旅行に関しては刻々と変化をしているところがありまして、この要綱を作成した段階では、21日前までのキャンセル料についてはこの補助金の交付要綱をもって支出をすると決めていたんですが、基本的に今現時点では、小学校6校、中学校3校、市内の学校につきましては修学旅行を実施する予定をしておりますから、もし実施するというふうにして決めておいて、また10日前、あるいは1週間前、3日前ということ

でキャンセルをしなければいけなくなったときについては、この要綱に適用してキャンセル料を支払うということではなく、別途検討する必要があるというふうに考えております。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 そうすると、何も決まってないのと同じですね。コロナ感染は流動的なので、どうなっていくか分からないという面があると思うのですが、そうなったとしても、この要綱で対応できるようにつくらないと、ここで予算の範囲内と一旦決めておいて、これに合わなかったらもう一度要綱を作り直しますと。手法として様々なことを想定して要綱をつくるべき。保護者に負担を求めないようにするためにはと私は思います。意見として申し上げておきます。

【西村教育長】 杉本部長。

【杉本教育部長】 21日を超えた場合のことにに関してなんですけども、第11条で交付に関し、必要な事項は市長が別途定めるとなっておりますので、今のようなことが発生した場合は、教育委員会と市長とで協議をして対応するということになると思います。

だから、それは確実に払うということではないのですが、そこで対応しようと考えております。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 それならば、第4条後段の「ただし」以下を書かないほうが良いのでは。今、部長がおっしゃるように、必要な事項を別途定めるよりも、要するに、全額補助するだけで良いのではないかと思います。

【西村教育長】 杉本部長。

【杉本教育部長】 心情的にはそうなんですけども、やはり予算とかの絡みもございまして、一応、補助経費の範囲を超えないというのが前提となっておりますので、その場合は別途協議をしないといけないことになりますので、この条項がなければ補正ができませんので、この条項に関してはこれでよろしいかと思っております。

一応、委員会でもできるだけ努力をしたいと思っておりますが、お約束するものでもないかと思っております。

【西村教育長】 瀬古委員、よろしいですか。

【瀬古委員】 いずれにしても、保護者に責任はないわけですから、保護者に負担が及ぶことがないように、これからの動きというものを想定しながら適切に対応していただきたいと思っております。

【西村教育長】 それではほかに、南出委員。

【南出委員】 先ほどなんですが、9月24日に施行されるのが議会の翌日だからということなのですが、実は他の小学校とかはいつ行かれるか分かっていませんが、中主小学校は9月15、16日に修学旅行に行く予定をされています。先ほどからおっしゃっている21日前ということでカウントしてみると、もう来週頭には21日前になってしまいます。その時点で決定というものなのか、21日前にこだわるとすると、決定というものがとても難しいのではないかと感じています。

なので、今週中に通すことが難しいとするならば、逆に21日前という期限をもう少し短くしていただけるのがあるのではないかと感じております。

以上です。

【西村教育長】 どうですか。井上次長。

【井上教育部次長】 ありがとうございます。これはキャンセルが発生したという前提なんですが、現時点ではもう中主小学校はキャンセルはせずにそのまま行かざる予定であるというのが1点と、それから、この3ページの施行期日のところに、この告示は令和2年9月24日から施行し、同年4月1日から令和3年3月31日までの間の修学旅行の定義について適用すると、こういうふうにも書かせていただいておりますので、もし仮に21日前までにキャンセルを決められるというような事態が起きましたら、それはそれでこれを適用されるということも考えられると思います。

以上です。

【西村教育長】 よろしいですか。

【南出委員】 はい。

【西村教育長】 立入委員、どうぞ。

【立入委員】 コロナ感染症というのはほんとうに予期せぬことが起こりますし、自然災害の1つだと考えたほうがいいかなと思います。そうすると、従来の野洲市が持っている修学旅行に対するキャンセル、具体的に言いますと、どこかで火山の爆発が起こって、そこに急に行けなくなったとかいうような自然災害に対する要綱等が既に出来上がっているかと思いますが、それに一緒に乗っかって、このコロナ条項というのを付け加えるという方法を取ってはいけないのでしょうか。新しくこういうものをつくらないといけないのか。

今後、こういう新興感染症が起こり得るし、これ以外のものも起こり得ると思います。もう少し柔軟に対応できるようなものに変えていけば、もう少し費用の算定など理解しや

すくなるかなと思うんですが、ちょっと後ろ向きな意見で申し訳ないんですけど。

【西村教育長】 小池主席参事。

【小池学校教育課主席参事】 委員のおっしゃるとおりだと思います。今回につきまして、自然災害と同じですので、誰が負担するという話になった時に、やはりそこは市が責任を負うという意思表示です。

なぜ、9月24日付けで制定するのかと申しますと、これを野洲市としましては地方創生臨時交付金を活用して保護者負担の軽減を図りたいと考えておりまして、その費用を執行するには何らかの補助要綱を定めておかなければいけないということで、急遽つくらせていただきました。

本来、これは自然災害と同じようなものですので、市の予算としては予備費とかそういうものなどを使っていかなければならないのですが、現時点で想定もできますので、補助要綱を定めて、この補助要綱を基に交付金を活用していこうということです。

【西村教育長】 立入委員、よろしいですか。

【立入委員】 はい。

【西村教育長】 ほかにご質問等ございませんか。ないようですので、次に移ります。

報告事項③、令和2年度野洲市内保育所、幼稚園、小・中学校の運動会日程について、事務局より説明をお願いします。西村課長。

【西村子ども課長】 資料3、5ページの報告事項③でございます。

コロナの関係等もございますが、保育園、幼稚園、小・中学校の運動会日程について、実施するかどうか考えたところ、感染防止対策を図り、規模を縮小して実施していきたいと考えてございます。

そのために、全ての校・園におきまして、来賓のご出席は取りやめさせていただき、あと、参加者の人数制限ということで、保護者の人数制限を行いまして、実施していきたいと考えてございます。

日程につきましては、ここに書いているとおりでございますので、よろしくお願い致します。

【西村教育長】 これに関して、ご質問等ございませんか。よろしいですか。南出委員、どうぞ。

【南出委員】 先ほど人数制限を行われるということなんですけど、コロナ対策の欄を拝見すると、人数制限と書いているところと、それが書かれていないところがあるのですが、

基本的には全ての校・園が人数制限されるということでしょうか。

【西村教育長】 西村課長。

【西村子ども課長】 民間のほうについては、全てかどうかまではちょっと確認はできないんですけども、参加者の人数制限ということが書いてありますので、一遍に人数制限をされるのかなというふうに考えています。

あと、公立保育園、幼稚園、こども園につきましては、トータルで人数制限をするということで、1家族2名までということ考えてございます。

【南出委員】 ありがとうございます。もう1点が入替え制だとか、学年によって時間を分けると書いていますが、本当に子どもの学年のご家族のみが入られているかどうか、そういうことは各校・園で対策を取られるのでしょうか。例えば、朝一に来られた方がずつといらっしゃって、次の方が来てもそのまま出られなかったら、結局人数がどんどん増えていくようなことになると思うのですが、そこまで対策は考えておられるのでしょうか。

【西村教育長】 西村課長、お願いします。

【西村子ども課長】 各園で対策を考えていただいているということなので、ただ、兄弟さんがおられる場合があると思うんですが、そういう場合はちょっと待っていただかないといけないことになって、待っていただく部屋等を設けながらしていくことになります。

【西村教育長】 よろしいですか。井上次長。

【井上教育部次長】 小・中学校のことについての質問にお答えしたいと思います。人数制限につきましては、それぞれの学校で規模等も違いますので、2人までにするとか、おじいちゃん、おばあちゃんも参加を認めるのは、それぞれ小・中学校によって違うというふうに聞いております。

それから、小学校のほうも上学年と下学年で分けるとか、1、2時間目と3時間目で分けるとか、そういうふうになっておりますが、おそらく始まってしまえば、おっしゃったように、朝からおられる方をどういうふうにチェックしていくのかというのは、現実問題難しいと考えております。

【西村教育長】 南出委員、よろしいですか。

【南出委員】 はい。

【西村教育長】 ほかにご質問等ございませんか。ないようですので、次に移ります。

報告事項④、令和2年度第1回野洲市スポーツ推進審議会の結果について、事務局より説明をお願いします。井狩課長、お願いします。

【井狩生涯学習スポーツ課長】 報告事項④の7ページから9ページでございます。

令和2年第1回野洲市スポーツ推進審議会につきまして報告させていただきます。開催日につきましては、令和2年7月28日、野洲クリーンセンターで開催いたしました。

まず、報告事項の(1)でございます。委員の解嘱並びに委嘱については今年度初めての会議でありましたことから、野洲市スポーツ少年団、そして野洲市体育振興会連絡協議会、こちらのほうから選任の役員、こちらの交代がございましたので、令和2年4月1日付で改選による2名の委嘱を行いましたので、こちらのほうを報告させていただいております。

次に、報告事項の(2)、新型コロナウイルス感染症におけるスポーツ施設の対応について、スポーツ施設管理室長より報告を行いました。2月19日に本市の新型コロナウイルス対策会議におきまして、市内のイベントの自粛が決まりました。スポーツ施設においても4月17日まで自粛となったことや、トレーニング室は3月10日から休止していたことを説明いたしております。

4月18日から5月31日まで貸館の利用を休止しまして、その後、6月2日から総合体育館の貸館とトレーニング室を段階的に利用を再開したことなどを報告しております。7月からは各教室及び貸館、トレーニング室を平常通り再開していることも説明しています。

次に、報告事項(3)、教育委員会事務局組織の事務移管について、昨年度から文化・スポーツなど教育委員会が所管している事務を市長部局へ移管することにつきまして、検討していることを報告させていただきました。

次に、報告事項(4)、野洲市健康スポーツセンターについて、スポーツ施設管理室長から施設の運営方針や施設の機能等につきまして報告を行いました。

次に審議事項でございますが、野洲市スポーツ推進計画の中間見直し案、こちらにつきまして、令和元年度第2回のスポーツ推進審議会で議論した内容をブラッシュアップして、今回はその内容の確認と中間見直しの素案として確定するために意見を求めたものでございます。内容としましては、この計画の中身を大きく見直すのではなく、東京オリンピックの延期、それから滋賀国民スポーツ大会などの文言を訂正した、こちらに対しての承認を得たことでございます。

なお、各委員からの意見は資料のとおりでございますので、割愛をさせていただきます。

また、当日は健康スポーツセンターの視察を行っていただきました。

以上、簡単でございますが、報告とさせていただきます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項④についてご質問等ございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項⑤、職員の任免等について、事務局より説明をお願いします。進藤次長、お願いします。

【進藤教育部次長】 職員の任免等につきまして、報告させていただきます。

報告事項の10ページをご覧ください。

一部訂正がございます。新規採用者欄の下から3段目ですが、三上小学校で内定辞退がございましたので、削除をお願いいたします。

会計年度任用職員の新規採用者につきましては、フルタイムが1人、パートタイムが8人の総計9名を報告するものです。採用所属氏名、採用期日等詳細については記載のとおりです。退職者はありませんでした。

次に、職員の許可承認等についてです。部分休業承認が1人、分限休職延長承認が2人、介護休暇承認が1人、営利企業等従事許可承認及び職務専念義務免除承認が5人、兼職請求による営利企業等従事許可承認が1人で、正規職員が9人、会計年度任用職員が1人の総計10名でございます。対象職員及び許可の期間はそれぞれ記載のとおりですので、ご確認ください。

以上です。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項⑤について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に日程第7、その他事項に移ります。何かございますか。川波専門員。

【川波スポーツ施設管理室専門員】 スポーツ施設管理室の川波です。

野洲市総合体育館旧温水プール解体工事について、皆さまの机に資料を置かせていただきました。「野洲市資料提供」と書いている用紙をご覧ください。

旧温水プール棟の解体撤去について、平成30年11月教育委員会定例会においてもご協議いただき、また平成30年11月21日の全員協議会で報告し、了解を得て、平成31年度予算に解体撤去工事实施設設計業務委託料を予算化し、昨年、実施設設計業務が完了したところです。

現在、野洲市総合体育館旧温水プール解体工事は着工に向けて事務を進めていますが、解体工事实施設について報告がございます。

まず、1つ目は昨年行いました旧温水プール棟解体撤去工事实施設設計業務委託において、

建材等のアスベスト含有分析調査を行いました結果、内壁下地調整材と天井ケイ酸カルシウム板にアスベストが含まれていることが判明しました。旧温水プール棟のスペースは安定した状態にありますので、通常的环境下では飛散しないとされています。本工事ではアスベストの除去について関係法に基づき、適切な飛散防止策を講じて実施します。

続きまして、旧温水プール棟の地盤にある基礎杭についてですが、基礎杭が72本地盤に建設されています。滋賀県の指導に、「杭を使用する目的がない場合は、廃棄物を地中に残さない」となっていますので、杭を引き抜きました。引き抜いた後、埋戻しし、転圧しても旧温水プールの敷地が軟弱地盤であることから、完成するには時間を要します。

解体工事後の跡地はウォーミングアップ場や広場、多目的駐車スペースなどの多様な使用の空間として位置づけ、国民スポーツ大会や全国障害者スポーツ大会での施設の設置場所としての活用を予定しています。

アスベストは調査によって、基礎杭の存在は温水プールの完成図書に記載もありましたので、旧温水プール解体工事の予算要求時には管理権の費用については遺漏なく予算計上はできています。

報告は以上であります。

【西村教育長】 ほかに何かございますか。よろしいですか。

ないようですので、次に日程協議に移ります。

まず、9月教育委員会定例会は9月16日水曜日午後1時30分より、総合防災センター研修室で開催しますので、よろしくお願いいたします。

次に、10月教育委員会定例会についてお伺いします。10月教育委員会定例会は10月21日水曜日午後1時30分より、総合防災センター研修室で開催したいと思いますが、ご異議ございませんか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議なしと認めます。よって、10月教育委員会定例会は10月21日水曜日午後1時30分より、総合防災センター研修室で開催しますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これもちまして、本日の会議を閉会いたします。お疲れさまでした。

— 了 —